

## 会員に関する細則

### (目的)

第1条 一般社団法人日本循環器病予防学会（以下「この法人」という。）定款第2章に定める会員についての詳細を定める。

### (正会員の区分)

第2条 定款第5条に定める正会員は、一般会員、評議員、理事、監事、施設会員とする。また、一般会員は、一般会員A（医師会員）と一般会員B（医師以外）とする。

### (施設会員以外の正会員)

第3条 正会員の各区分は下記のように定める。

- (1) 一般会員は、他の区分に該当しない正会員
  - ・一般会員A（医師会員）は、一般会員のうち、医師免許または歯科医師免許を取得した者
  - ・一般会員B（医師以外）は、一般会員のうち、上記以外の者
- (2) 評議員は、定款第39条により選任された者
- (3) 理事は、定款第23条により選任された者
- (4) 監事は、定款第23条により選任された者

### (施設会員)

- 第4条 施設会員は、人事異動が行われた際に、ある部署や業務の担当者が会員資格を引き継げるようにするため、また同じ施設から複数人が学術集会やセミナーに参加する場合に、年会費の負担を軽減するために設けられた会員区分である。
- 2 施設会員となることができる団体は、医療機関、健康管理機関、健診機関、保健指導機関、調剤薬局、保健医療行政等、この会の理事長が認めた施設とする。
  - 3 施設会員は、個人登録者（以下、「登録者」という。）を登録する。
  - 4 登録者は、医師、歯科医師以外の者とする。医師、歯科医師は、一般会員Aとなる必要がある。
  - 5 登録者は、人事異動等に伴って随時変更することができる。

### (入会)

第5条 この法人に入会を希望する個人及び団体は、定款第6条に基づき入会申込みを行い入会年度の会費を納入しなければならない。

- 2 除名された会員の再入会には理事会の承認を必要とする。

### (会員の登録事項の変更)

第6条 会員は、氏名、所属、連絡先等の登録事項が変更となった時には、遅滞なく理事長に申し出るものとする。

- 2 賛助会員である団体は、担当者等を変更した時は、その旨を理事長に申し出るものとする。

### (会費)

第7条 定款第7条の会費は、年額、以下の金額とする。

- (1) 一般会員A（医師会員）は、8,000円
- (2) 一般会員B（医師以外）は、5,000円
- (3) 評議員、理事、監事は、12,000円
- (4) 施設会員は、登録者1名の場合5,000円、登録者1名追加につき3,000円追加
- (5) 名誉会員は、会費の納入は要しない
- (6) 賛助会員は、1口100,000円（原則、1口以上）

- 2 年度の途中で会員の区分が変わった場合には、その年度の4月1日現在の区分による金額とする。ただし、新たに名誉会員となった場合には、名誉会員の規定を適用する。また、施設会員の登録者から、その他の区分の正会員となった場合には、変更後の区分を適用する。
- 3 施設会員で、年度の途中において登録者の人数を変更した場合には、多い方の人数でその年度の会費を算定する。

(会費の納入)

- 第8条 入会の翌年度以降、会員は年度内（4月1日より翌年3月31日）に1年分の会費を納入しなければならない。年度途中の入会であっても会費は同額とする。
- 2 賛助会員を除き、会費の分納は認めない。
  - 3 会費は毎年6月30日までに納入するものとする。
  - 4 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格期間)

- 第9条 会員の資格年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 年度途中で入会した者の会員期間は、入会日よりその年度の3月31日までとする。
  - 3 3月末日までに退会の届出がない限り、次年度も自動的に会員として登録する。
  - 4 年度の途中で退会する場合もその年度の年会費は支払うものとする。

(会員の権利)

- 第10条 会員は、学術集会、研修会、その他のこの法人の事業に、会員参加費にて参加することができる。施設会員は、登録者であるか否かに関わらず、登録者数までは会員として参加可能とする。名誉会員は学術集会の参加費を免除する。
- 2 正会員及び名誉会員は、学術集会における一般演題の筆頭発表者として演題登録することができる。施設会員においては、演題登録時点かつ発表時点における登録者について、その権利を有する。
  - 3 会員は、学会誌その他の配布を受けることができる。施設会員は、登録者数に関わらず1部の配付を受けることができるものとし、追加を希望する場合、学会誌については1冊あたり1,000円（別途送料）を納入するものとする。
  - 4 会員は、定款第18条により社員総会の議決権を有する。施設会員は、登録者数に関わらず議決権は1施設1票とし、登録者がこれを行行使する。
  - 5 正会員及び名誉会員は、理事の選任に関する細則第9条により理事候補選出において選挙権を有する。施設会員は、登録者数に関わらず1施設1票とし、登録者がこれを行行使する。

(会費未納者)

- 第11条 会費を1年間滞納した会員は、原則として、滞納した会費が納入されるまで、第10条の権利を停止する。
- 2 会費の納入を継続して2年間滞納した会員は会員の資格を喪失する。
  - 3 会員の資格を喪失した時に会費その他の滞納がある場合、5年間は再入会を認めない。但し、未納会費等を全額納入した時はこの限りではない。

(会員歴の保存期間)

- 第12条 会員歴は会員の資格を喪失した日から5年間保存しなければならない。

(退会)

- 第13条 会員が退会する場合は所定の退会届を理事長に提出しなければならない。

(休会)

- 第14条 休会を希望する会員は、所定の休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。
- 2 休会期間は2年以内とし、それを越える場合は再度休会届を提出する。
  - 3 休会期間中は第10条に定められている会員の権利の全てを停止する。
  - 4 休会により、休会期間の年数の会費の納入を免除する。ただし、休会期間に1年未満の端数がある場合には免除する年数を1年単位に切り捨てる。

(改定)

- 第15条 会費の変更を行う場合は、社員総会の決議を必要とする。それ以外のこの細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則

- 1 この細則は2022年6月11日に施行する。
- 2 会費規程は廃止する。